

釧路短期大学における公的研究費の内部監査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、釧路短期大学公的研究費使用・管理及び監査に関する規程第18条に基づき、内部監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の定義)

第2条 公的研究費の内部監査は、本学において管理する公的研究費の会計処理及び不正防止の管理体制について、公正で客観的な立場で調査・検証し、適正執行の推進に資するものとする。

(内部監査組織)

第3条 公的研究費の内部監査を行うために、最高管理責任者の直轄的な組織として内部監査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員は、最高管理責任者が次の各号に掲げる者に委嘱する。

- (1) 事務局長
- (2) 教員から1名
- (3) 経理担当職員1名
- (4) その他最高管理責任者が必要と認める者

3 委員長（以下、「委員長」という。）は、事務局長とする。

4 委員の任期は、2年とする。

(監査の種類・方法)

第4条 公的研究費の内部監査は、財務情報等に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の運営・管理及び不正防止体制の向上を重視し、次の各号に掲げる監査を行う。

(1) 通常監査

毎年度一定時期に行う書面調査。公的研究費の交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象に、研究計画調書・交付申請書・収支簿・証拠書類により、当該研究課題の遂行状況及び経費の執行状況について行う。

(2) 特別監査

通常監査の対象となった研究課題のうち概ね10%を対象に、書類確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、必要に応じて研究代表者等、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(3) 臨時監査

最高管理責任者が必要と認めたときに行う。

(4) 機関監査

各種の書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する関

係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

2 委員会は、監事および公認会計士と連携し、その助言を活用することができる。

(監査の実施)

第5条 委員会は、監査を実施する際には、対象とする研究課題を無作為抽出し、最高管理責任者に対象・監査日時を報告し、事前承認を得る。

2 委員会は、監査実施の2週間前までに研究代表者等ほか監査対象部門に通知する。

3 委員会は、抜き打ちでリスクアプローチ監査を行うことがある。リスクアプローチ監査は、旅費、非常勤雇用者の勤務実態、納品物品等の現物確認、取引業者の帳簿との突合等不正発生のリスク要因を踏まえ、サンプルを抽出して行う。

(監査委員の権限)

第6条 監査を実施するにあたり、委員会の権限は、次の通りとする。

(1) 研究者当事者ほか監査対象部門に対して必要な書類の提出並びに説明を求めることができる。

(2) 前号の研究に関わる関係者に対して説明を求めることができる。

(監査対象部門の義務)

第7条 研究代表者等ほか監査対象部門は、監査が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

(監査委員の義務)

第8条 監査委員は、次の事項を厳守する。

(1) 監査委員は、業務上知り得た情報を、正当な理由なく遺漏してはならない。

(2) 監査は、事実に基づいて行い、公正に判断されなければならない。

(3) 監査委員は、いかなる場合においても研究代表者等ほか監査対象部門の業務に直接指揮命令してはならない。

(業務の連携)

第9条 監査委員は、不正防止計画推進部門から不正発生要因の情報を得て、必要性に応じた効果的かつ実効性のある内部監査を行う。

2 委員長は、監事及び公認会計士に「監査報告書」を回付し、学内の不正発生要因及び監査の重点項目について情報・意見交換を行う。

(結果報告)

第10条 委員長は、監査実施後、研究代表者等及び監査対象部門にその結果並びに所見について講評を行い、「監査報告書」を作成し、最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は前項の結果報告を受け、公的研究費の不正な使用が明らかになった場合または疑いがある場合には、すみやかに調査委員会を設置し、調査の開始及び結果を公的研究費の配分機関に報告する。

3 最高管理責任者は監査結果を受け、管理体制を含めて改善又は是正の必要があ

る場合は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者にその措置を命じる。

(監査結果の事後確認)

第11条 委員長は、必要があると認められたときは、監査結果の改善事項について監査対象者に事後確認を行い、学長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この内規に定めることのほか必要なことは、学長が定める。

2 公的研究費の配分機関により特に定めがある場合は、その定めに従う。

(内規の改廃)

第13条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。